

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野上田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字上山田字神戸902番の9地先から 千曲市大字上山田字三本木776番の1地先まで	旧	7.8~13.5 m	0.4500 km
同 上	新	9.8~18.1	0.4500

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上室賀坂城停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字網掛字下モ田309番の1地先から 埴科郡坂城町大字上五明763番の1地先まで	旧	6.3~11.0 m	0.3100 km
同 上	新	10.5~16.2	0.3100

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県須坂建設事務所長 塩 入 信 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊野南志賀公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字中山字不動9番の1地先から 上高井郡高山村大字中山字不動48番の1地先まで	旧	7.0~13.0 m	0.5913 km
		7.0~84.8	0.5076
同 上	新	7.0~84.8	0.5076

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県飯田建設事務所長 山 岸 勸

- 1 路線名 米川飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市千栄2981番の11地先から
飯田市千栄2981番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年7月16日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月16日

長野県安曇野建設事務所長 油 井 均

- 1 路線名 有明大町線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高有明7345番の39地先から
安曇野市穂高有明7350番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年7月16日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会
- 3 代表者の氏名
花 村 有利子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市庄内一丁目6番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民に聴覚障害者の生活と権利の制約に対する正しい理解を広め、聴覚障害者の福祉向上・社会参加・社会的自立を実現するために、聴覚障害問題に関する学習や事業を行い、社会及び聴覚障害者への啓発に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ポプラの会

3 代表者の氏名

大堀悦夫

4 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害のある当事者及び家族に対して、地域で安心した生活を実現するために必要な相談事業及び精神障害者に対する普及啓発に関する事業を行い、個人がその人らしく生きて行けることを通じて地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

佐久都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所、御代田町役場

4 縦覧期間

自 平成25年7月17日

至 平成25年7月31日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月16日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

1(1) 許可番号 平成25年5月30日

長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢408-4、408-7、408-10、411-15

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区赤坂1-14-5

有限会社セコイア 取締役 田中良和

2(1) 許可番号 平成25年7月2日

長野県佐久地方事務所指令25佐地建第33-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市長土呂字南上北原934-1、934-5の内、934-6、934-7、934-9、字南下北原1001-2、字東近津1027-3、字上東近津1027-4、字一本松1034-1、1036-1、1036-5、1036-12、字北下宮久保1037-1、1037-2の内、1037-5、1037-6の内、1038-5、字北近津1069-104、1069-106、字宮久保1072-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町原1370-2

有限会社マイティー長野 代表取締役 宮下勇人

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月16日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 許可番号 平成24年12月11日

長野県上小地方事務所指令24上小地建第5-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東御市和字蛇川原8017-1の内、8021-1の内、8022、8023、8024-1、8024-2、8024-3、8024-4、8025、8026、8027-1の内、8027-2、8027-3、8036-1、8036-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東御市東281-2

東御市長 花岡利夫

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月16日

長野県木曾地方事務所長 大月洋一

1 許可番号 平成24年12月26日

長野県木曾地方事務所指令24木地商第26-2号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
木曾郡上松町大字上松1794-1、1901-21、1901-26、1901-27
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
木曾郡上松町駅前通り2-13
上松町長 田上正男

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月16日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1 許可番号 平成25年3月5日
長野県指令24建指第27-22号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字屋敷添868-1、869-1、875-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市村井町西1-6-10 サンライフ西村101
小野沙矢香、小野直也

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月16日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1 (1) 許可番号 平成25年3月13日
長野県長野地方事務所指令24長地建第6-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字雨宮字起返中ノ割2312、2313-1、2314-1、2315-1、2316-1、2317-1、2318-1、2319-1、2320-1、2321-1、2322-1、2323-1、2324-1、2325-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市中央2-8-11
ブリヂストンタイヤ信州販売株式会社
代表取締役社長 伊藤恒一
- 2 (1) 許可番号 平成25年5月20日
長野県指令24建指第28-22号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小河原字別府組沖2411の内、2412の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字小河原2411
宗教法人稱念寺 代表役員 浅井宏昭

建築指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年7月16日

長野県教育委員会教育長 伊藤学司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ441台及び周辺機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 富士通リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415番地
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 1,085,847円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成25年5月23日

教学指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月16日

長野県林業大学校長 田島裕志

- 1 入札に付する事項
(1) 借入する物品等及び数量
パーソナルコンピュータ31台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
木曾郡木曾町新開4385-1
長野県林業大学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

木曾郡木曾町新開4385-1
長野県林業大学校
電話 0264(23)2321

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年7月29日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県林業大学校 講堂
- (3) 郵便入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年7月23日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年7月26日(金)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県林業大学校長は、この契約を変更し、又は解除することがで

きるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

信州の木振興課